

令和8年度 工事の入札・契約、積算基準の改定について

令和8年4月13日



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

■ 令和8年度 工事の入札・契約	2
・ 令和8年度の入札・契約見直し方針		
■ 令和8年度 土木工事積算基準改定概要	12
1. 直轄工事等における積算改定(働き方改革関係)		
2. 現場実態を踏まえた改定		
3. 積算基準適用スケジュール		
【参考】公共工事設計労務単価		
■ 令和8年度 土木工事共通仕様書の改定	42

令和8年度 工事の入札・契約

令和8年度の入札・契約見直し方針

■競争性の確保

No.	項目	見直し概要
1	WTO対象基準額	WTO対象基準額を <u>9.0億円</u> に変更。

■働き方改革

No.	項目	見直し概要
1	賃上げ実施表明企業の評価	賃上げ実施表明による加点を加算点の <u>3%以上</u> の整数に変更。

■担い手確保(処遇改善)

No.	項目	見直し概要
1	若手優秀技術者表彰の評価	配置予定技術者の表彰に「 <u>若手優秀技術者表彰</u> 」を追加。 配点:「優秀建設技術者表彰・事務所長」「安全管理優良技術者表彰」「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞」の1/4

■適切な入札条件(地域建設業等の維持)

No.	項目	見直し概要
1	チャレンジ型の改訂	評価項目に「 <u>過去5年間における直轄工事の受注無</u> 」を追加。 7千万円程度の工事種別が「一般土木工事」の工事に適用。
2	技術提案の評価	優れた提案を、より優位に評価するため、 <u>評価基準(秀・優・良・可)の点差</u> を拡大。
3	工事成績評価の見直し	年間の発注工事件数が限られた工事種別において工事成績評価年数を見直し。(工事種別: <u>造園工事、法面処理工事、塗装工事、河川しゅんせつ工事</u>) 企業:中国地方整備局発注工事で、 <u>過去4年間</u> に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均。 過去4年間に実績がない場合、 <u>過去6年間</u> にさかのぼり、直近年度の当該工事における評定点の平均。 配置予定技術者:中国地方整備局発注工事で、 <u>過去10年間</u> に完成した従事役職が主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者及び監理技術者補佐の評定点を評価。

■生産性向上の推進(省人化促進)

No.	項目	見直し概要
1	省人化チャレンジ型の試行(総合評価落札方式)	総合評価落札方式に <u>省人化チャレンジ工事(省人化A・B型)</u> を追加。 地域建設業が実施する工事を対象に、参加申請時又は契約後に、省力化技術活用の提案を求め実施。(一定の費用計上やチャレンジ姿勢を評価)

入札落札方式と工事種別毎の等級区分

- R6にWTO(政府調達協定対象)が8.1億円に変更。
- R7から、発注標準見直しにより、等級区分の予定価格が変更。
- R8にWTO(政府調達協定対象)が9.0億円に変更。

予定価格	R6~7中国運用		R8~中国運用		負担行為 担当官	01一般土木		02アスファルト		07電気設備		その他 ※ランク無し	
	一般競争入札(政府調達協定対象)		一般競争入札			05建築		08暖冷房 衛生設備		03鋼橋上部		04造園	
8.1億円	8.1億円		9.0億円		本官 (局長)	Aランク		Aランク		Aランク		06木造建築	
						8.2億円						09Co舗装	
					分任官 (事務所長) ただし官庁営 繕に係るもの は2.3億円未満	Bランク		Aランク				10PC	
						3.4億円		3.4億円				11法面処理	
										2.3億円		12塗装	
0.6億円	0.6億円		0.6億円			Cランク		Bランク		Bランク		13維持修繕	
								1.4億円		Bランク		14しゅんせつ	
								Bランク		Cランク		15グラウト	
										0.6億円		16杭打ち	
												17さく井	
												18プレハブ建築	
												19機械設備	
												20通信設備	
												21受変電設備	
												22橋梁補修	

・原則、全て一般競争入札

・原則、全て一般競争入札

(港湾空港関係を除く工事)

◇需要拡大による経済成長のため、対前年度比等で賃上げ実施を表明する企業に対して評価

■令和3年11月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を導入。賃上げを表明した場合、総合評価において加点を行う。

<対象工事> ■令和8年4月1日以降に公告する全ての総合評価落札方式

<評価方法> ※1: 中小企業等においては、「給与総額」又は「給与受給者一人当たりの平均受給額」のいずれを採用することも可能とする。

■入札手続きにおいて、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けた場合、総合評価において右表のとおり加点を行う(加算点の3%以上の整数)。

■評価項目は以下のいずれかを入札者が選択可能な内容とする。

- (1) 契約を行う予定の会計年度に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与受給者一人当たりの平均受給額(※1)」を右表の率以上増加させる旨を従業員に表明。
- (2) 契約を行う予定の年の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※1)」を右表の率以上増加させる旨を従業員に表明。

<賃上げ基準に達していない場合>

■本取組により加点を受けた落札者の事業年度等が終了した後、賃上げ実績の確認を行い、賃上げ基準を達成していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合等は、その後の1年間は以下の入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合の減点を行う(右表※)。

中小企業等: 政府調達の総合評価落札方式による入札

大企業: 国土交通省直轄工事・業務の総合評価落札方式による入札

■以下の場合のように天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を要しないこととする。

- (1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- (2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
- (3) (1) 及び(2) に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

- ① 自然災害(風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等)や人為的な災害(火災等)等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

工事の場合		評価基準	
		【大企業】 一人当たりの平均受給額を3%以上増加することを表明	【中小企業等】 給与総額又は一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加することを表明
主な総合評価落札方式	S I 型・S II 型	加算点 技術提案 60点 賃上げによる加算点 + 2点 (※3点減点)	計 62点 (※段階選抜の場合、一次審査では加点をしない)
	I 型・II 型	加算点 企業の能力等 20点 技術者の能力等 20点 賃上げによる加算点 + 2点 (※3点減点)	計 42点
	企業能力評価型	加算点 企業の能力等 20点 賃上げによる加算点 + 1点 (※2点減点)	計 21点
	チャレンジ型 チャレンジ II 型	加算点 企業の能力等 5点 技術者の能力等 5点 賃上げによる加算点 + 1点 (※2点減点)	計 11点

工事成績・表彰等の評価

《配置予定技術者の表彰等の評価》

建設業界の高齢化・人員減少、採用者の離職は顕著であり、持続可能な建設業界とするための「担い手の確保」の対策は急務であることから、若手技術者の達成感や意識向上に資することを目的として、『若手優秀技術者表彰』を受賞された技術者を加算評価（令和8年度より開始）

【現行】

評価基準	加算点
①優秀建設技術者表彰(局長表彰)又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞	3
②優秀建設技術者表彰(部長表彰、事務所長表彰又は管理所長表彰)、安全管理優良技術者表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞	1.5 (①の1/2)
③該当する表彰無し	0

※加算点は施工能力評価型の場合

【新規】R8～

評価基準	加算点
①優秀建設技術者表彰(局長表彰)又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞	3
②優秀建設技術者表彰(部長表彰、事務所長表彰又は管理所長表彰)、安全管理優良技術者表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞	1.5 (①の1/2)
③若手優秀技術者表彰	0.7 (①の1/4)
④該当する表彰無し	0

※加算点は施工能力評価型の場合

直轄工事の施工実績がない企業も受注機会が確保出来るよう、施工実績、成績評定等のウエイトを抑え、受注機会を確保する「チャレンジII型」の工事の試行を新たに実施する。

■対象工事

- 工事難易度II以下で**0.7億円**程度まで
- 工事種別が**一般土木工事**

■競争参加資格

- 同種工事の実績は、主たる工種（道路土工、擁壁工等）

■評価項目の考え方(例)

- チャレンジ型と同様。
- 評価項目に「**過去5年間における直轄工事の受注無**」を追加。

■配点の考え方(例)

(配点例)

評価項目		チャレンジ型	チャレンジII型	備考	
企業の施工実績	同種工事の実績	求めない	求めない		
	当該工事種別の2年間の平均成績	求めない	求めない		
	【企業の施工実績 計】		0	0	
	ワーク・ライフ・バランスの取り組み	0.5	0.5		
	過去5年間における直轄工事の受注無		-	2	
	企業の能力等	災害対応協定等に基づく活動実績	0.5	0.5	0.5/0.2/0
		地域精進度	2	2	
		地域貢献度	2	1	
	【地域精進度等 計】		4.5	3.5	
	【企業の能力等 計】		5	6	
技術者の能力等	同種工事の実績	求めない	求めない		
	同種工事の工事成績	求めない	求めない		
	継続教育(CPD)	2	2		
	配置予定技術者の近隣地域での施工実績	3	2		
【技術者の能力等 計】		5	4		
【施工能力等 計】		10	10		
施工計画		求めない			
賃上げの実施を表明した企業等		1	1	R4.4.1以降に契約する工事	
施工体制評価点		30	30		
合計		41	41		

技術提案評価型（S II 型）の配点

- 既に令和7年度から品質耐久性向上と生産性向上の、それぞれのテーマの評価において重要度（ウエイト）を設定した評価としている。
- 令和8年度の技術評価点について、下記に変更する。
 - ・優れた提案を、より優位に評価するため、評価基準（秀・優・良・可）の点差を拡大

< 配点（令和6年度まで） >

評価基準		品質耐久性向上		生産性向上		合計
		テーマ①	テーマ②	テーマ③	テーマ④	
秀	◎	15	15	15	15	60
優	○	13	13	13	13	52
良	△	11	11	11	11	44
可	・	0	0	0	0	0

< 配点（令和7年度） >

・ テーマ毎の配点を変更

評価基準		品質耐久性向上		生産性向上		合計
		テーマ①	テーマ②	テーマ③	テーマ④	
秀	◎	16.5	13.5	16.5	13.5	60
優	○	14.3	11.7	14.3	11.7	52
良	△	12.1	9.9	12.1	9.9	44
可	・	0	0	0	0	0

< 配点(令和8年度)案 >

※配点例

・ 評価基準の点差を拡大

項目		品質耐久性向上		生産性向上		合計
		テーマ①	テーマ②	テーマ③	テーマ④	
秀	◎	16.5	13.5	16.5	13.5	60
優	○	8.25	6.75	8.25	6.75	30
良	△	5.5	4.5	5.5	4.5	20
可	・	0	0	0	0	0

工事成績の評価

<<企業・配置予定技術者の工事成績>>

企業及び配置予定技術者の工事成績の評価について、企業は中国地方整備局発注工事で、過去2年間に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均を評価し、配置予定技術者は過去8年間に完成した中国地方整備局発注工事で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人及び担当技術者、監理技術者補佐の評定点を評価している。

また、企業は過去2年間に実績がない場合、過去4年間にさかのぼり、直近年度の当該工事における評定点の平均を評価している。しかし、下記工事種別においては、年間の発注工事が限られた件数となっており、工事の受注実績を持つことが難しい状況となっている。そのため、更なる競争性の確保を図るため、当該工事種別の完成工事の年数を、企業は過去2年間から過去4年間（過去4年間に実績がない場合は、過去6年間にさかのぼる）に、配置予定技術者は過去8年間に過去10年間に見直しを行う。

工事種別：造園工事、法面処理工事、塗装工事、河川しゅんせつ工事

<企業>

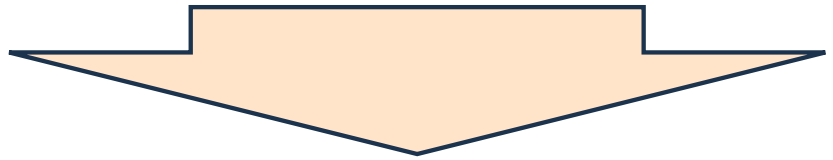
令和7年度まで

- 中国地方整備局発注工事で、過去2年間に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均。
- 過去2年間に実績がない場合、過去4年間にさかのぼり、直近年度の当該工事における評定点の平均。

<配置予定技術者>

令和7年度まで

- 中国地方整備局発注工事で、過去8年間に完成した従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者及び監理技術者補佐の評定点を評価



令和8年度以降に公告する工事から

- 中国地方整備局発注工事で、過去4年間に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均。
- 過去2年間に実績がない場合、過去6年間にさかのぼり、直近年度の当該工事における評定点の平均。

令和8年度以降に公告する工事から

- 中国地方整備局発注工事で、過去10年間に完成した従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者、監理技術者補佐及び専任補助者の評定点を評価

- 建設業においては、従事者の減少が急速に進むと予測され、生産性の向上は必須の課題
- こうした背景を踏まえ、本試行は、導入にかかるコストや評価が障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい新技術・新工法等について、適切な評価及び活用を推進し、小構造物や維持修繕等の人手に依存しがちな施工環境の改善を通じて、更なる生産性向上を図るとともに、建設現場の省人化を推進することを目的とする。(品確法)
(令和8年4月以降に公告する工事から適用)

- 対象技術：実績が無くても優れている省人化新技術 NETIS-A、NETIS未登録技術を対象
- テーマ：「土工(床堀、埋戻し含む)」、「小構造物」、「維持・修繕」の施工(作業)に関する省人化技術
- ※施工(作業)限定した省人化技術とし、施工管理等のソフト技術、目的物や材料の変更を含む省人化技術は対象外

【省人化チャレンジ工事(省人化A型)】※契約前提案型

対象工事

施工能力評価型(Ⅱ型) 分任官工事

評価方法

- 参加申請時に提案を求め、提案により実施。
- 発注者が求めるテーマに即した技術の提案について評価し、総合評価において加点。(1.0点)
- ※参加申請時に省力化技術活用計画を提出

工事成績評定

提案された具体的な技術の活用を確認し、創意工夫において加点。
※NETIS未登録技術は、NETISへ新規登録申請した場合に加点。

費用

提案された技術について、入札価格(契約額)の5%程度を上限に費用を計上。(変更契約)

【省人化チャレンジ工事(省人化B型)】※契約後提案型

対象工事

施工能力評価型(Ⅱ型) 分任官工事

評価方法

- 契約後、受注者の提案により実施。
- 総合評価による加点なし。

工事成績評定

提案された具体的な技術の活用を確認し、創意工夫において加点。
※NETIS未登録技術は、NETISへ新規登録申請した場合に加点。

費用

契約後に対象技術を提案し、契約額の5%程度を上限に費用を計上。(変更契約)

【試行】
NETIS-A技術の増加



【発注者指定(有用なA技術)】
早期にNETIS-VEへ移行



有用な省人化新技術の普及・拡大

■対象工事： 施工能力評価型Ⅱ型 分任官工事

「土工(床堀、埋戻し含む)」、「小構造物」、「維持・修繕」のいずれかに関する工事

■評価の考え方： 提出された省人化技術活用計画に、テーマにあった省人化・省力化に資するNETIS-A (NETIS未登録技術も可)技術が確認できる場合に評価し加点する。(※施工管理技術は対象外)
提案時の概算費用の提出は不要とし、上限額を超過している場合も評価する。

■配点の考え方： 施工体制確認型(Ⅱ型)における「企業の能力等」で「省人化活用計画(加点:1.0点)」を評価する。

<配点例>

評価項目		配点	従来 の 配点	備考	
企業の施工実績	同種工事の実績	3.5	4.5		
	当該工事種別の2年間の平均成績	4	4		
	工事成績優秀企業認定(ゴールドカード)	1	1		
	優良工事施工団体表彰・中国インフラDX表彰・安全管理優良団体表彰	3	3		
	下請表彰企業の活用	1	1		
	【企業の施工実績 計】	12.5	13.5		
省人化技術活用計画	省人化技術活用計画の提出	1	—	NETIS-A (NETIS以外も可)技術が確認できる場合に加点	
	【省人化技術活用の評価 計】	1	—		
企業の能力等	災害対応協定に基づく活動実績	1	1		
	若手技術者の雇用	1	1		
	その他(任意選択)	※	※	一覧表より選択	
	【地域精通度等 計】	2	2		
	技能者の従事計画	1	1		
	企業のICT活用実績	1	1	ICT活用工事で発注する場合	
施工能力等	維持修繕工事等の受注実績	2	2		
	ワークライフ・バランスの取組	0.5	0.5		
	【企業の能力等 計】	20	20		
	技術者の能力等	同種工事の実績(監理技術者等)	4	4	
		同種工事の工事成績	6	6	
		優秀建設技術者表彰・安全管理優良技術者表彰	3	3	
継続教育(CPD)		1	1		
若手技術者育成型		1	1		
若手・女性技術者活用促進型		1	1		
ICT活用工事		3	3	発注者指定Ⅱ型、施工者希望Ⅰ型を設定する場合	
技術者のICT活用実績		1	1	ICT活用工事で発注する場合	
【技術者の能力等 計】	20	20			
【施工能力等 計】	40	40			
技術提案(施工計画)	可・否	可・否			
賃上げの実施を表明した企業等 *12	3	3			
施工体制評価点	30	30			
合計	73	73			

(用紙A4)

会社名は記載しないこと。

(別記様式〇〇)

省人化技術活用計画

■テーマ	土工 or 小構造物 or 維持・修繕の 施工工法に対する新技術の活用 ※↑上記のいずれかを発注者が選択記載する。		
■新技術の名称	■NETIS 登録番号	※NETIS-Aを提案した 場合は記載する。	
■新技術使用箇所	注) 「●●工」などの曖昧な記述は認めない。具体的な 使用箇所、数量を記載すること。		
■新技術の評価	注) 新技術の申請情報のうち活用効果の根拠から、 上記使用予定箇所の数量当たりの総人工数、施工日数 で比較し、両方とも従来技術より効果があること。 ①総人工数 従来 ●人 新技術 ●人 評価 ○or × ②施工日数 従来 ●日 新技術 ●日 評価 ○or × ※活用効果の根拠資料を添付すること		

注1) 当該事項に対する施工計画は、発注者が示す仕様に基づく工事目的物の新技術活用計画を定めるものであり、仕様を逸脱した内容、設計見直しが必要となるものは認めない。

注2) 新技術を活用しない場合は、「■新技術の名称」欄に「無し」と記載すること。

注3) 当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。

例) 通常〇〇で施工するところ、新技術の〇〇により施工を行う。
施工方法は、・・・。

注4) 枚数は1枚とする。

注5) NETIS以外の新技術は、NETISへの申請状況がわかる資料を追加する。

なお、申請に関合わない場合は施工計画書の提出までに提出すること。

※省人化・省力化に資する技術の確認は、新技術情報提供システム (NETIS) で確認する。

令和8年度 土木工事積算基準改定概要

(4月1日適用)



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

令和8年度 土木工事積算基準等の改定内容

1. 直轄工事等における主な積算改定項目

- (1) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
 - 1) 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援
 - 2) 一般管理費等率の改定
- (2) 公共工事に従事する者の労働環境の改善
 - 1) 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充
 - 2) 快適トイレの費用計上の拡充
- (3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定
- (4) 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

2. 現場実態を踏まえた改定

- (1) 土木工事関係
 - 1) 土木工事標準歩掛の改定
 - 2) 施工パッケージ型積算関係の改定
 - 3) 市場単価の一部廃止
- (2) 鋼橋製作
- (3) ICT
- (4) 新技術基準類の制定
- (5) 維持・修繕工事の積算等における留意事項

3. 積算基準改定スケジュール

1. 直轄工事等における主な積算改定項目



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

1.(1)1) 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

- 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
- 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。

※直轄土木工事は「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了とし、多様な働き方の実現を支援してまいります。

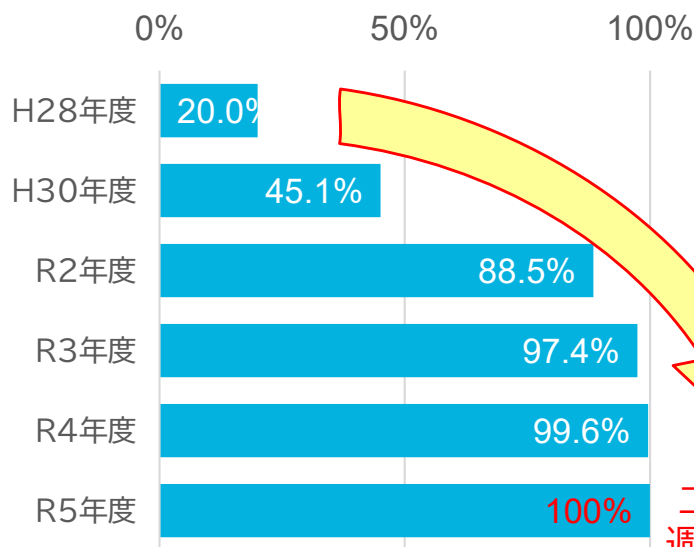
これまでの週休2日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5
週休2日の取組の拡大

R6～R7
週休2日の質の向上

R8～
多様な働き方の実現

週休2日工事(工期全体)の実施率(直轄)



工期全体の週休2日達成

R6～
月単位の週休2日制を推進
R7～
週単位の週休2日制を含む
多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が達成できることを確認

- 週休2日としての働き方
- 気候(猛暑対策等)を踏まえた働き方
- 変形労働時間制を適用した柔軟な働き方
- ICT・DX等を活用した効率的な働き方
- 担い手の多様化に合わせた働き方

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続く想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書を作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

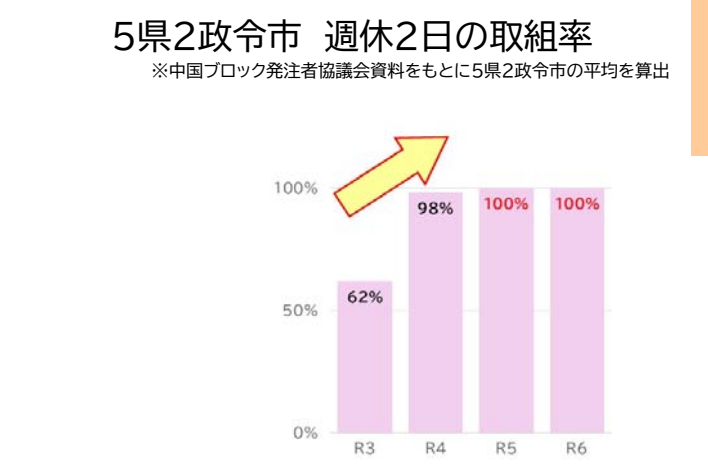
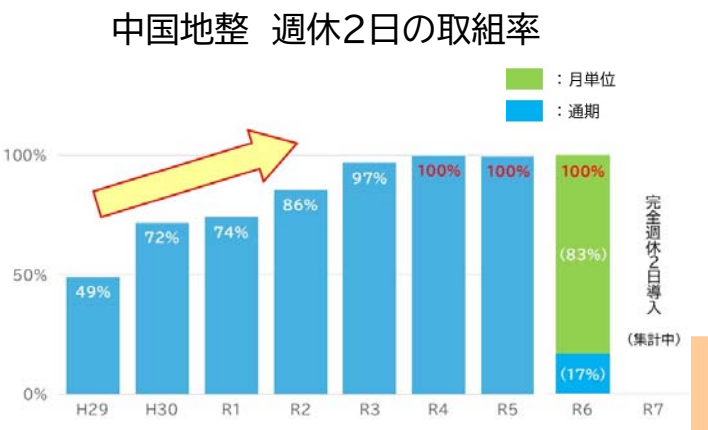
- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

**【中国地整担い手確保アクションプラン 第3弾】
「猛暑対策サポートパッケージ」の導入！**

**～多様な働き方を実現し、
建設業の未来を創造！～**

- 中国地整では、建設業における働き方改革推進のため平成28年度から週休2日に取り組んでおり、これまでの取組を通じ、**建設業は週休2日の可能な業界であることを中国地整、5県2政令市で確認。**
- 一方、過去3年間の平均気温は統計史上1位～3位を占める猛暑環境が続くなか、屋外での作業を要す建設業において、**労働環境の改善が緊急の課題。**
- 令和8年の夏も全国的に平年より高くなると気象庁より発表され、画一的な対策ではなく施工者に合った対策を選べるよう猛暑期間を回避した工事や休工可能とする工事など、**受注者の意向に沿った多様な労働環境を創造。**

H28 週休2日の取組の拡大 **R7**

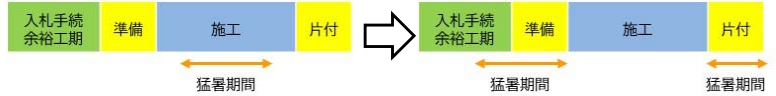


R8～ 多様な働き方の推進

施工時期や時間について柔軟な動労環境支援

(1-1) 猛暑期間を回避した工事

・発注者が事前に調整し、外業を伴わない期間(余裕期間、準備期間、後片付け期間等)が猛暑期間に収まるよう工期設定した工事の発注



(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

・発注者が設定した猛暑期間のうちで、施工者が休工期間を任意で設定(2週間以上必須)できる工事の発注



(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議明記

・施工者の提案により、猛暑期間に休工する場合、工期延期の協議に柔軟に対応することを特記仕様書に明記



(1-4) 猛暑時間の施工回避

・施工者の提案により、暑い時間を避けるため作業時間を変更する場合、必要があれば、施工者が行う関係機関等協議等に発注者が協力をすることを特記仕様書に明記

中国地整独自 地域の実情を反映した工期設定

・県単位で設定していた雨休率を、地域生活圏毎での設定に見直すことで、きめ細やかな工期設定を実施(令和8年度から)

猛暑対策経費

・現場環境改善費での熱中症対策費用の計上【継続】

事業工程等に支障のない全ての工事
で取組実施

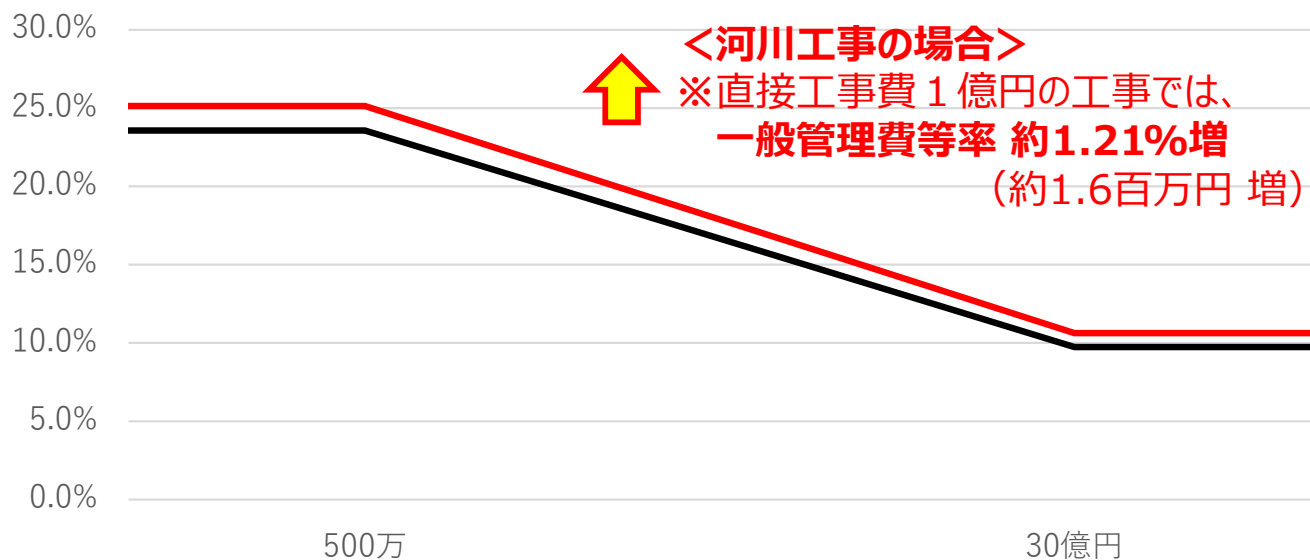
全ての工事で実施

週休2日可能な業界

1.(1)2) 一般管理費等率の改定

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
- 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$	9.74%

【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	$-5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343$	10.63%

Cp : 工事原価(円)
 ※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

1.(2)1) 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

- 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
- より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi	現場環境改善費率:i(%)	
	大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot Pi^{-0.174}$ $i=39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73 0.71



実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

対象額:Pi	現場環境改善費率:i(%)	
	大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9 \cdot Pi^{-0.175}$ $i=32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38 0.57



実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

1.(2)2) 快適トイレの費用計上の拡充

- 平成28年度より、直轄工事において快適トイレの原則化を実施。
- 最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。
(設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定)

快適トイレの標準仕様

1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

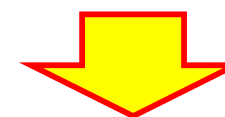
3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R2年度
快適トイレ	円/基・月	51,000
ハウス型トイレ	円/基・月	102,000

※男女別で1台ずつ計2台まで計上可



	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	<u>57,000</u>

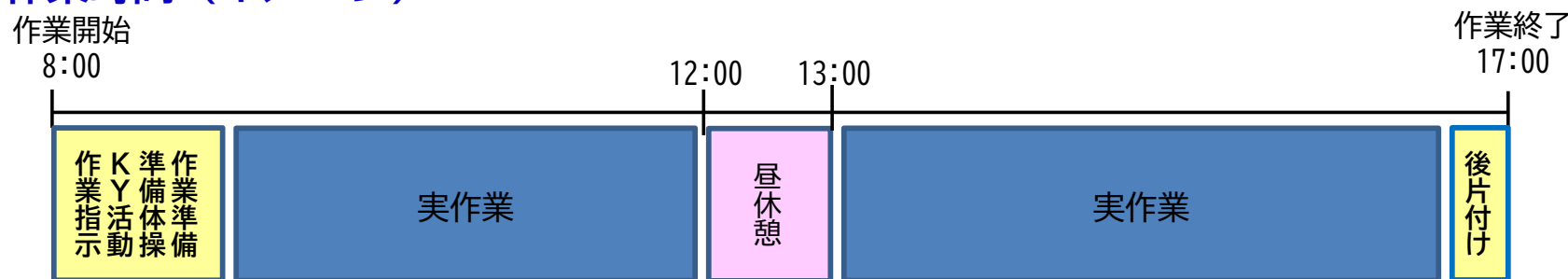
※設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定
 ※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、
入口別に57,000円/基・月上限まで計上可能。

1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

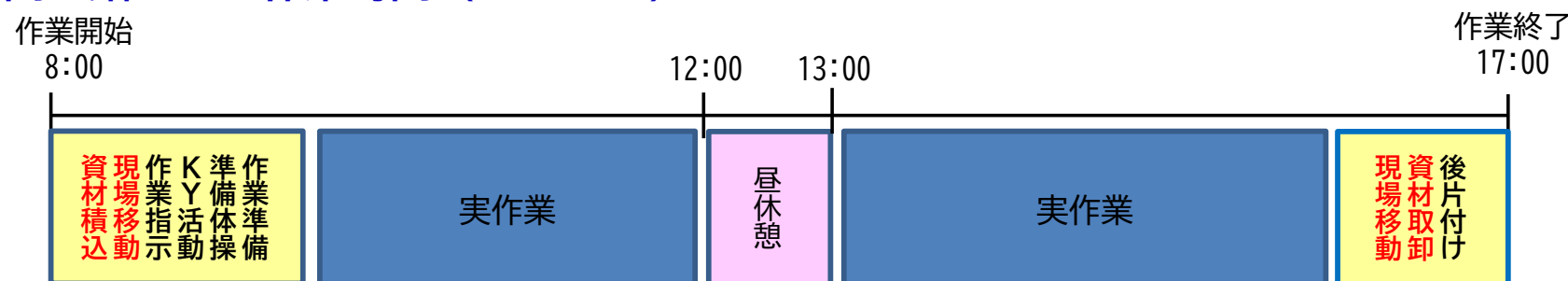
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和7年度は、路上工事だけでなくトンネル工事や砂防工事等においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



路上路盤再生工など11工種で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ R8年度歩掛改正に反映

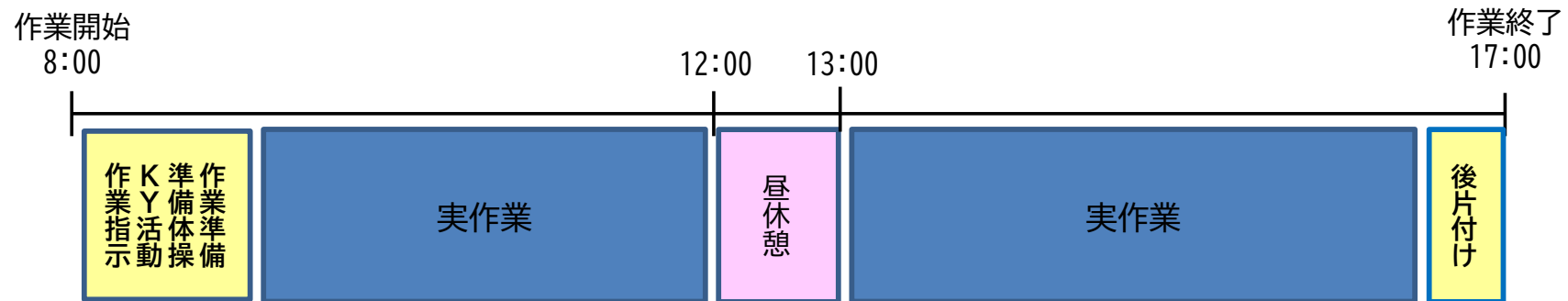
半たわみ性（コンポジット）舗装工、伸縮装置工（鋼製）、トンネル漏水対策工、濁水処理工（一般土木工事）、地すべり防止工（ふとんかご）、路上路盤再生工、トンネル濁水処理工、トンネル工（NATM）[発破工法]、トンネル補修補修工（ひび割れ補修工）低圧注入工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工、

1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

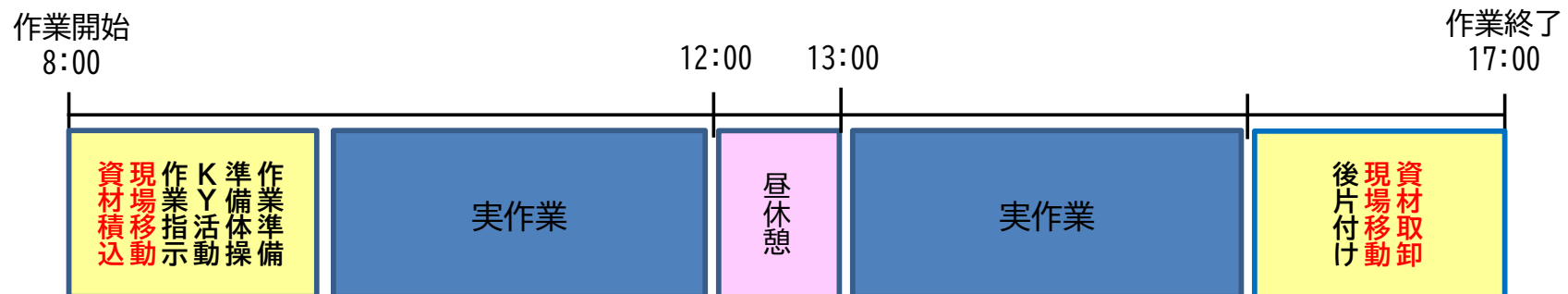
- 令和6年度より、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ）

※日々回送する移動式クレーン



移動式クレーンを日々回送している**3工種**において、クレーンを用いた作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒令和8年度歩掛改正に反映

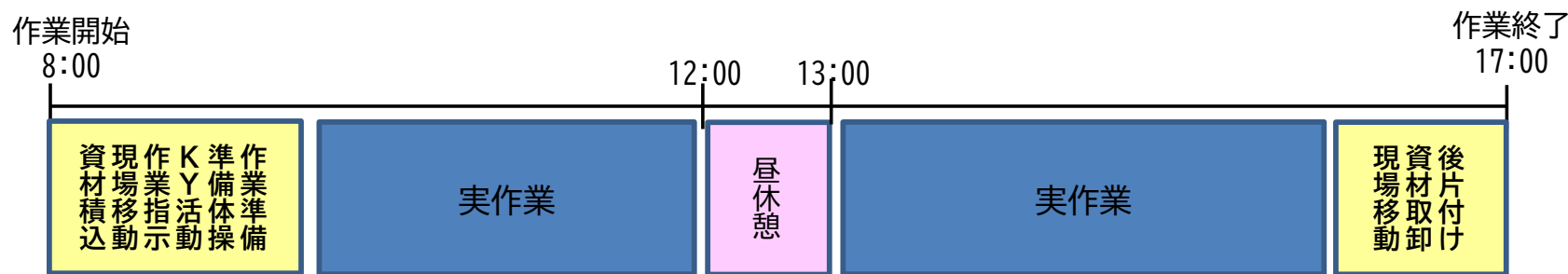
トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）、PC橋架設工（架設機械据付・解体）、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）

1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

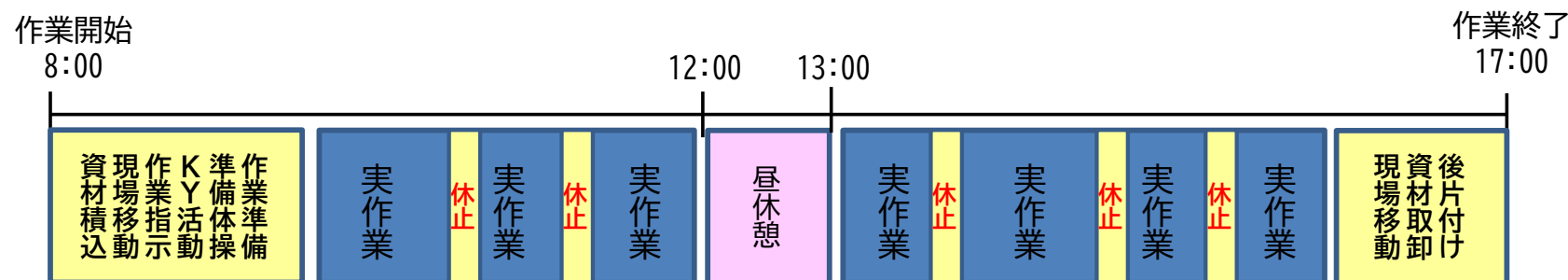
作業休止時間を考慮した歩掛の改定

- 建設現場の作業管理として行われている**作業休止時間（振動作業対策、腰痛予防対策や熱中症予防対策など）が増えた**ことにより、実作業時間に減少している傾向が見られたため、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■作業休止時間・手待ち時間を踏まえた作業時間（イメージ）



鉄筋工や仮囲い設置撤去工など**6工種**で、作業休止時間等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R8年度歩掛改正に反映

鉄筋工、仮囲い設置撤去工、土のう工、路上路盤再生工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工

1.(4) 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

- 土木工事標準歩掛の使用にあたって、積算者が適用可否の判断をしやすいように適用範囲及び施工方法などを詳細化。

土木工事標準歩掛 『13章 道路維持修繕』 ④ 道路打換え工 の例

1. 適用範囲

本資料は、維持修繕アスファルト舗装工のうち、舗装版とりこわしから舗装までを急速施工する現道打換え工事に適用する。ただし、交差点内の施工を含みかつ従道路側の交通規制を伴う交差点部の施工に際し、交差点部を小規模に分割し施工する場合は、当該交差点部分のみ別途考慮する。

舗装版とは、コンクリート層及びアスファルト層を総称している。

1-1 適用出来る範囲

- (1) 日当り平均作業量が50m²以上420m²以下の場合

小規模施工の場合で、標準歩掛を適用せず、別途考慮すべき現場条件を記載

標準歩掛が適用出来る施工規模を記載

1-2 適用出来ない範囲

- (1) 急速施工（舗装版とりこわしから舗装までを1日で完了する施工）ではない場合
- (2) 舗装版破碎工（舗装版のとりこわし及び掘削積込）のみを施工する場合
- (3) 排水性舗装、シックリフト工法、QRP工法等を施工する場合

標準歩掛が適用出来ない範囲を記載

1. (4) 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

○ 維持修繕に係る工種（トンネル補修工）等で小規模施工を考慮した歩掛の制定、改定。

○トンネル補修工 断面修復工（左官工法）

新規

【工法概要】

トンネル覆工コンクリートの劣化により欠落した部分や、欠落はしていないが劣化因子を含むかぶりコンクリートをはつり取った後、金コテ等で断面修復材料を塗り付け、仕上げる工法。

【課題】

- ・ 施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。



【小規模対応】

- ・ 1トンネル当りの**施工規模**（修復延べ体積）により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
 - ①延べ体積が 0.1 m^3 以下の場合：一律の歩掛
 - ②延べ体積が 0.1 m^3 を超えの場合： 0.1 m^3 当り歩掛×修復延べ体積

【施工状況】



コンクリートはつり作業



断面修復(左官)作業

○トンネル補修工 ひび割れ補修工（低圧注入工法）

改定

【工法概要】

コンクリート構造物の劣化により、ひび割れした部分に圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを利用して加圧できる専用器具を用いて、樹脂系あるいはセメント系の材料を注入して補修する工法。

【課題】

- ・ 施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。



【小規模対応】

- ・ 1トンネル当りの**施工規模**（補修延べ延長）により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
 - ①延べ延長が 2.5 m 以下の場合：一律の歩掛
 - ②延べ延長が 2.5 m を超える場合： 1.0 m 当り歩掛×補修延べ延長

【施工状況】



注入器具取付作業



注入材注入作業

2. 現場実態を踏まえた改定



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

2.(1) 1) 令和8年度 土木工事標準歩掛の改定

1. 土木工事標準歩掛 【24工種】

(1) 新規制定：7工種

- ①鉄筋工 ②土のう工 ③防塵処理工
- ④橋梁補修工（塗装塗替足場工） ⑤橋梁補修工（高力ボルト当て板鋼桁補強工）
- ⑥トンネル補修工 断面修復工（左官工法） ⑦トンネル補修工 剥落防止対策工（可視繊維シート接着工）



鉄筋工



土のう工



防塵処理工



橋梁補修工
（塗装塗替足場工）



橋梁補修工
（高力ボルト当て板鋼桁補強工）



トンネル補修工 断面修復工
（左官工法）



トンネル補修工 剥落防止対策工
（可視繊維シート接着工法）

道路維持修繕工事に関する歩掛を新たに4工種制定

※⑤⑥⑦は、小規模施工の歩掛区分を設定

2.(1) 1) 令和8年度 土木工事標準歩掛の改定

1. 土木工事標準歩掛 【24工種】

(2) 使用機械、労務等の変動による改定：8工種

- ⑧鋼管・既製コンクリート杭打ち（鋼管ソイルセメント杭工）
- ⑨場所打杭工（ダウンザホールハンマ工）
- ⑩ニューマチックケーソン工
- ⑪仮橋・仮栈橋工
- ⑫仮囲い設置・撤去工
- ⑮切削オーバーレイ工（ICT）
- ⑱道路除雪工
- ㉓架設支保工



鋼管ソイルセメント杭工



ニューマチックケーソン工



道路除雪工

(3) 移動時間を考慮した改定：6工種

- ⑬濁水処理工（一般土木工事）
- ⑭地すべり防止工（ふとんかご）
- ⑰トンネル補修工
- ひび割れ補修工（低圧注入工）
- ⑲トンネル工（NATM）〔発破工法〕
- ⑳トンネル濁水処理工
- ㉔伸縮装置工（鋼製）

(4) 建設機械の回送時間を考慮した改定：1工種

- ㉑トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）

(5) 作業休止時間を考慮した歩掛の改定：1工種

- ⑯路上路盤再生工

(6) 資材の搬入制約を考慮した歩掛の改定：1工種

- ㉒PC橋架設工



トンネル工（NATM）〔発破工法〕



PC橋架設工

2.(1)2) 令和8年度 施工パッケージ型積算関係の改定

2. 施工パッケージ関係歩掛 【8工種】

(1) 使用機械、労務等の変動による改定：4工種

- ①機械土工（土砂）〔ブルドーザ掘削〕 ②機械土工（岩石）掘削
- ③機械土工（土砂）〔床掘〕（ICT） ⑤捨石工



捨石工



トンネル漏水対策工

(2) 移動時間を考慮した改定：4工種

- ④排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）
- ⑥笠コンクリートブロック据付工
- ⑦半たわみ性（コンポジット）舗装工
- ⑧トンネル漏水対策工【面導水、線導水、導水樋】


 排水構造物工
（鉄筋コンクリート台付管）


笠コンクリートブロック据付工

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機材規格のうち、**代表機械規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等）**を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、**国土技術政策総合研究所HPに掲載**（令和8年3月公表）。

(https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

2.(1)3) 市場単価の一部廃止について

- 以下に示す市場単価3工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止します。
- 鉄筋工、ガス圧接工は「土木工事標準歩掛」に移行します。

市場単価方式とは・・・

工事を構成する一部、または全部の工種について、歩掛を用いず、材料費、労務費、及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格を把握し、これを直接、積算に用いる方法

市場単価の廃止【3工種】

- ①鉄筋工 ②ガス圧接工 ③軟弱地盤処理工



鉄筋工



ガス圧接工



軟弱地盤処理工

2.(2) 鋼橋製作工

○鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

● 材料費(溶接材料費及び副資材費)

副資材費(円/t)

	現行	改定
副資材費は、工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で、加工鋼重当たり溶接材料込みの単価	18,200	19,700

● 鋼橋製作費(本体製作工数)

トラス 仮組立て工数(人/個)

種別	現行	改定
c	0.79	0.93

● 輸送費

		輸送回帰式 X: 輸送距離(km) Y: 輸送単価(円/t)
鈹桁(鋼床版 鈹桁のみ)	現行	$Y = 33.11X + 14,686$
	改定	$Y = 51.35X + 10,138$



トラス仮組立状況



鋼床板鈹桁輸送状況

2.(3) 新たな枠組み「導入型ICT活用工事」による普及促進

- ICT施工未経験企業や地方自治体工事を主に受注している企業へのICT技術の導入を促すため、小規模工事を対象に、これまでのハードルが高かった3次元建設機械による施工に、2次元建設機械による施工など簡易なICT技術活用を加えた要領を新たに整備する。
- 工事内容に応じオーバースペックにならず、最適な技術を選択することで、小規模工事における更なる現場の省人化を図る。ICT技術の利便性に触れていただくことでステップアップにつながることも期待。

■導入型ICT活用工事

多点計測又は単点計測による起工測量

全面活用型

単点計測による起工測量

ステップアップ型 ファーストステップ型

3次元設計データ作成

3次元設計データの作成が不要な、2次元マシンガイダンス建設機械による施工

新規

新規

ICT建設機械を用いず、トータルステーション等のICT機器を活用し、施工を効率化

3次元マシンコントロール・マシンガイダンス建設機械による施工

・丁張り不要

2次元マシンガイダンス建設機械による施工

オペレータが任意に設定
基準位置

新規

単点計測による出来形管理

管理断面No.6 -0.022
C.L.幅れ
設計: 5.00m 実測: 5.01m 0.012m無
幅差
設計: 6.01m 実測: 6.01m 0.002m無
差

3次元データ (TS等の計測データ) の納品

2.(4) 新技術関係積算基準類の整備

- 令和6年度より**有用な新技術の現場実装**を目的に、受注者及び発注者の工事費積算の手間が省けるよう、**推奨技術及び準推奨技術の基準類（積算基準等）を整備**。
- 令和7年度は、新たに**10技術**の基準類を整備。（過年度に整備し、適用継続する技術は**5技術**）
- 今後、活用実績等を考慮して追加の予定。
- 整備した基準類は、NETIS（<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>）にて公表予定。

整備年度	登録番号	技術名称
R7	KT-230174-VE	建設用3Dプリンティング
R7	QS-180038-VE	パワーブレンダー工法（横行施工）
R7	SK-200003-A	トモロボ
R7	TH-160010-VE	吸水性泥土改質材「ワトル」
R7	SK-180020-VE	法面設置点検用階段・非常階段
R7	KT-200133-VE	砕石メッシュかご「かご楽」
R7	CG-130006-VE	ハレーサルト張り出し歩道
R7	QS-170005-VE	クマンツメ
R7	KT-160124-VE	ロードライン マーキュリー ドライサポート工法
R7	HK-140002-VE	橋梁用埋設型排水柵

整備年度	登録番号	技術名称
R6	CB-180013-VE	ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）
R6	HK-200001-VE	高機能床版排水パイプ設置工
R6	KT-210028-VE	油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法
R6	HR-220004-A	消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリーニング」
R6	CB-160026-VE	SAVEコンポーザーHA

■ 適用時期 令和8年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用。

2.(5) 維持・修繕工事の積算等における留意事項

- 維持・修繕工事では小規模で点在する作業や同一地区内で施工時期が異なる作業が発生する機会が多く、小規模な作業では積算額と実際に発生する費用の乖離が大きく、工事受注者の負担が増加する恐れがあり、また、緊急対応を含む維持工事においては、24時間365日連絡体制を確保することとなり、監理（主任）技術者を始め工事受注者への負担が大きいとの声が確認されておりました。
- これを踏まえ、維持修繕工事における積算等の改善方策として、受発注者アンケート及びヒアリングを踏まえ、「維持・修繕工事の適切な積算の実施等に向けた留意事項」をとりまとめました。

1. 1日未満の小規模作業に対する積算

- 監督職員は、作業場所等を考慮して日当たり標準作業量単位で作業量を指示するよう留意
- 施工パッケージ単価の作業の変更積算においては、「1日未満で完了する作業の積算」の適用を検討
- 応急処理等の1日未満の作業における実績精算では、拘束時間や支払い実態を踏まえた積算数量を採用
- 受注者は、当該作業の日報等を監督職員へ提出

2. 小規模・点在作業を伴う工事の諸経費

- 通年維持工事で機械の回送費や通規費等が著しく増加する場合には、間接費にて個別の積上げを検討
- 施工箇所が点在する工事を発注する際には、下記項目に留意して発注ロットを決定
 - ①1箇所当りの工事規模(工事内容)
 - ②1工事の施工箇所(点在箇所)数
 - ③施工箇所間の距離
 - ④工事全体の規模、工期設定

3. 監理(主任)技術者の負担軽減

- 以下は監理(主任)技術者の現場立会(臨場)を必須とせず、事前・事後確認により作業時の臨場を省略可能
 - ①目的物の品質管理等が不要である作業
 - ②緊急であり迅速な対応が必須である作業
 - ③その他受発注者で協議し、立会不要と認める作業
- 工事受注者が緊急作業に対する発注者からの連絡体制を構築する上では、以下の運用も可能
 - ①緊急連絡先の電話番号を固定し、監理技術者を含めた受注者の職員が輪番で担当
 - ②現場代理人と監理(主任)技術者が兼務の場合等は、本社(本店)の社員を連絡受報者に登録

4. 連絡体制確保に対する経費の取扱い

- 緊急作業のために待機等が必要になる場合は、監督職員は受注者に対して明確に指示を発出することを前提とし、待機開始時点から後片付けまでの時間を対象に実績で精算
- 最終的に作業(出勤)しなかった場合でも、待機指示を出した場合には、同様に実績で精算
- 受注者に対して連絡体制の確保(自宅待機)を指示した際、連絡体制の第一受報者を拘束したと判断される場合には、費用の計上を検討

3. 積算基準適用スケジュール



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

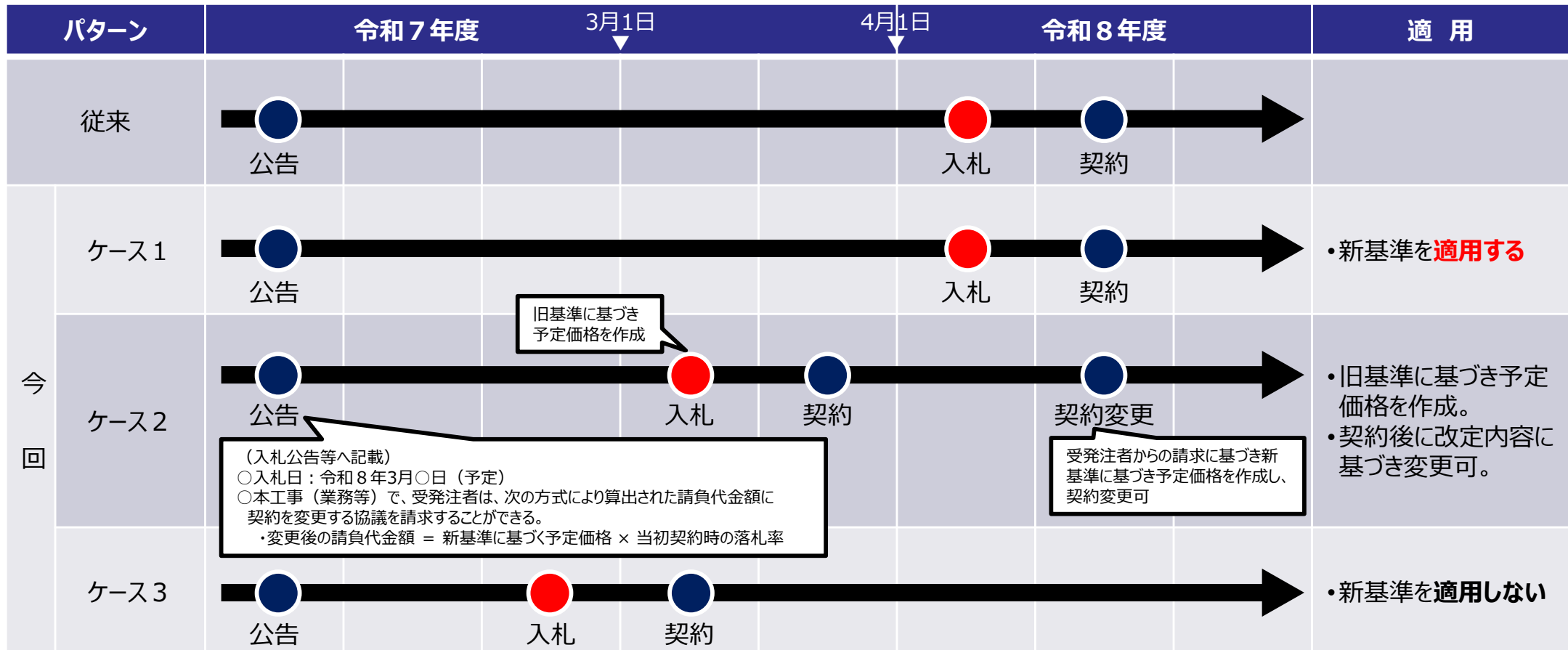
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

土木工事・業務の積算基準 改定スケジュール

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用

※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可。

新基準の適用パターン



※ 「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」に該当する内容について適用する。

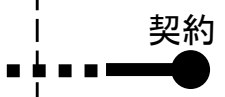
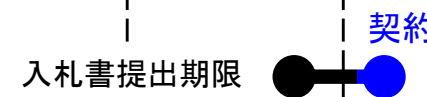
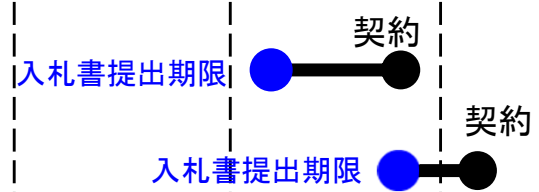
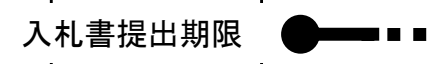
（電気通信、機械設備関連工事・業務も同様に適用）

R7・R8土木工事標準積算基準等及び労務単価等適用の特例措置対応パターン

R8.2.1～R8.4.1の間に入札書提出期限日となる工事及び契約となる工事については、次のとおり、積算基準、労務単価等の適用について契約後の特例措置対応がある。対応パターンは、以下の表のとおり。

- 【パターン②】：契約後、受注者の請求により、令和8年3月の労務単価等で契約変更可。
- 【パターン③】：令和8年3月の労務単価等で予定価格作成。契約後、受注者の請求により、令和8年度積算基準※1で契約変更可。

※1：令和8年度の各種積算基準(本事務連絡1.(2)の1)～(6)に示す積算基準)

入札締切・契約パターン	R8.2.1	R8.3.1 (基準日)	R8.4.1	当初予定価格の算定基準、労務単価等の適用	契約後の特例措置対応
【パターン①】 R8.2.28以前契約				R7積算基準	× 無し
				R7.3労務単価等	× 無し ※ただし、インフレスライド対応可
【パターン②】 入札書提出期限がR8.2.28以前の場合でR8.3.1以降契約				R7積算基準	× 無し
				R7.3労務単価等	○ 受注者からの請求により、R8.3労務単価等で契約変更可。
【パターン③】 入札書提出期限がR8.3.1～31日の場合でR8.3.1以降契約				R7積算基準	○ 受注者からの請求により、R8積算基準で契約変更可。
				R8.3労務単価等	× 注)当初予定価格の作成はR8.3労務単価等を適用すること
【パターン④】 入札書提出期限がR8.4.1日以降				R8積算基準	× 通常どおり
				R8.3労務単価等	× 通常どおり

【パターン②】の場合の単価及び歩掛の適用月

	単価適用年月			歩掛適用年月
	機械	労務 (技術者)	材料	
変更前	入札書提出期限月	入札書提出期限月	入札書提出期限月	入札書提出期限月
変更後	当初契約月	当初契約月	当初契約月	入札書提出期限月

【パターン③】の場合の単価及び歩掛の適用月

	単価適用年月			歩掛適用年月
	機械	労務 (技術者)	材料	
変更前	R8. 3	R8. 3	R8. 3	R8. 3
変更後	R8. 3	R8. 3	R8. 3	R8. 4

【参考資料】

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

ポイント

- ・最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全国

全職種 (**25,834円**) 令和7年3月比 ; **+4.5%**
 主要12職種※ (**24,095円**) 令和7年3月比 ; **+4.2%**

主要12職種

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特殊作業員	28,111円	+4.3%	運転手（一般）	25,275円	+2.9%
普通作業員	23,605円	+3.0%	型わく工	31,671円	+5.0%
軽作業員	18,605円	+2.9%	大工	30,331円	+3.1%
とび工	30,780円	+4.0%	左官	30,508円	+4.1%
鉄筋工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員A	18,911円	+5.8%
運転手（特殊）	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員B	16,749円	+6.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

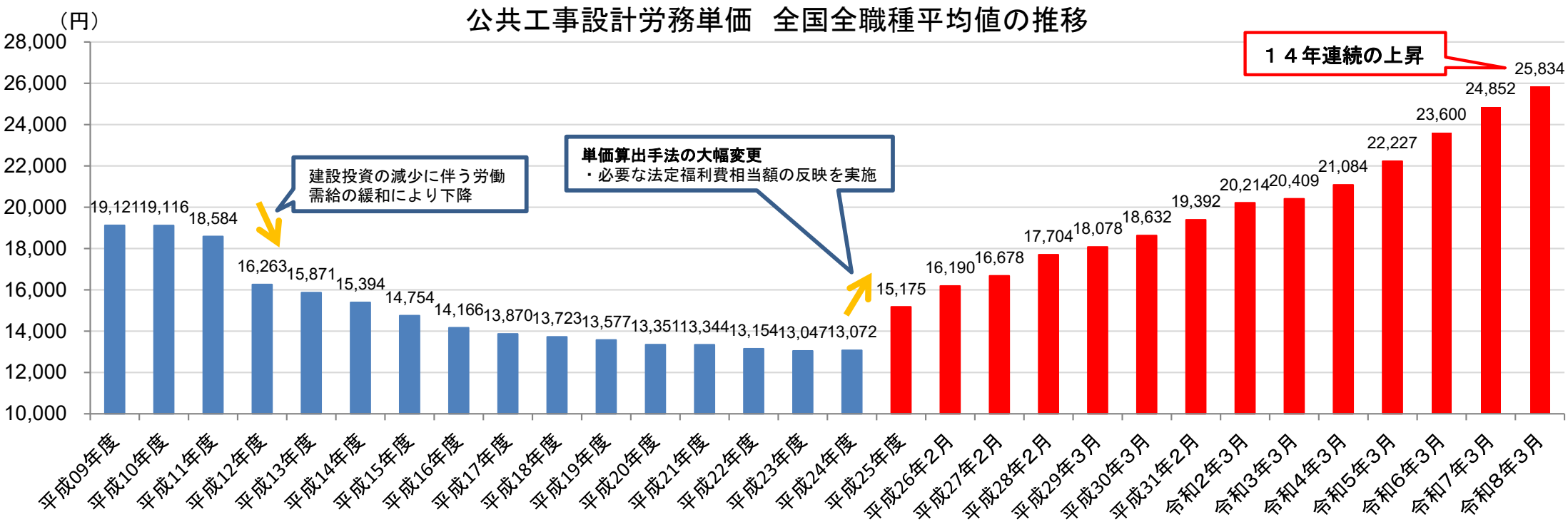
令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

・最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全国

全職種 (25,834円) 令和7年3月比 ; +4.5%
 主要12職種 (24,095円) 令和7年3月比 ; +4.2%



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
 注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
 - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
 - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

(直接工事費のうち、材料費 **** (一部のみ計上) 円)

(直接工事費のうち、労務費 算出不能 円)

(現場管理費のうち、法定福利費 **** 円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 **** 円)

(工事原価のうち、安全衛生経費 **** 円)

この4つの項目については

① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように記載。

② 一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

ただし、令和8年3月31日までに入札手続を開始した工事に限り、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、記載がない場合、暫定的に無効としないこととします。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

令和8年度 土木工事共通仕様書の改定について

【土木工事共通仕様書等】

- 土木工事共通仕様書とは、契約書と設計図書の内容について、
 - ・統一的な解釈と運用を図るとともに、
 - ・その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図ることを目的としたもの。
- 発出された通達、改定された技術基準等に対応するため、近年は毎年改定を実施。
- 施工管理基準（出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値、写真管理基準）も併せて改定。

【土木工事共通仕様書等の主な改定項目】

- 地方整備局等からの意見や現場実態などを踏まえた改定
- 共通仕様書等に引用されている諸基準類等（技術基準・JIS等）の改定等に伴う改定

【中国地方整備局 土木工事共通仕様書の 主な改定内容】

- R7.2以降発出の運用等を踏まえた改定
- R7.1以前の反映漏れ、経年による不整合記載（webページ不記載、基準等最新発出年月等）の修正改定
- その他、全国版の項番号との整合、誤字脱字の修正等

①土木工事共通仕様書

○【改定内容1】 監理技術者等の設置に係る運用を規定

⇒ 監理技術者等の設置に係る運用である「監理技術者制度運用マニュアル」を遵守することを新たに記載

②出来形管理基準及び規格値

○【改定内容2】 コンクリート舗装工・ブロック舗装工に関する記載内容の適正化

⇒ 測定箇所に記載内容のうち、「加熱アスファルト混合物の総使用量」の記載を削除

③品質管理基準及び規格値

○【改定内容3】 プラント再生舗装工に関する記載内容の適正化

⇒ 土木工事共通仕様書と整合させ、試験項目に「アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数」を追加

○【改定内容4】 現行の舗装工事の品質管理手法に加えて現場の省力化が図れる新たな手法を規定

⇒ ICT技術の発達により、現場の省力化が図れる技術について、新たな手法として管理要領(案)を策定し、試験方法に以下を追加

- ・地盤変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領(案)
- ・表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領(案)

④写真管理基準

○【改定内容5】 撮影箇所一覧表の区分に関する記載内容の適正化

⇒ 工事工種体系の名称と整合させ、記載の表現を変更

【改定内容 1】 監理技術者等の設置に係る運用を規定

【改定理由】 監理技術者等の設置に係る運用である「監理技術者制度運用マニュアル」を遵守することを新たに記載

現行（令和7年度版）	改定（案）				
現条文	編	章	節	条	新条文
	1	1	1	9	<p>主任技術者及び監理技術者</p> <p>1. 主任技術者及び監理技術者の設置 当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。</p> <p>2. 主任技術者及び監理技術者の設置の運用 受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日 国総建第316号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。</p>

② 出来形管理基準及び規格値の改定

【改定内容 2】 コンクリート舗装工・ブロック舗装工に関する記載内容の適正化

【改定理由】 測定箇所の記載内容のうち、「加熱アスファルト混合物の総使用量」の記載を削除

現行（令和7年度版）										単位：mm		改定（案）		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p>	3-2-6-12	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p>
						厚さ	-45		-15					
						幅	-50		—					
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-14	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
						厚さ	-45		-15					
						幅	-50		—					

③ 品質管理基準及び規格値の改定

【改定内容 3】 プラント再生舗装工に関する記載内容の適正化

【改定理由】 土木工事共通仕様書と整合させ、試験項目に「アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数」を追記

現行（令和7年度版）								改定（案）							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	○	36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	○
								36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数	舗装再生使覧（令和6年3月）付録-02 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数の求め方	1.70 (Mpa/mm) 以下 (25℃) ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	○

③ 品質管理基準及び規格値の改定

【改定内容 4】 現行の舗装工事の品質管理手法に加えて現場の省力化が図れる 新たな手法を規定

舗装工事における品質管理基準及び規格値(案)の改定 国土交通省

- ICT技術の発達により、路盤施工時の機械の施工履歴データ等から現場密度を面的に計測する技術や、舗装時の温度管理をリアルタイムで行い、トレーサビリティの確保・省力化を図る技術開発が進められてきた。
- このような、現場の省力化が図れる技術について、現場実証を踏まえ、新たな手法として管理要領(案)を策定するとともに、「土木工事施工管理基準(案)」の品質管理基準及び規格値(案)に追加する。
- 令和8年度より、新たに追加する要領
 - ・ 地盤変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領(案)
 - ・ 表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領(案)
- 舗装の密度管理に関する技術(転圧回数管理システム、散乱型RI計器、電磁波測定装置)については、引き続き現場実証を行い、要領化の検討を進めていく。

【プルーフローリング(下層路盤)】

現在の品質管理



- ・ トラックやローラー等の加重車を走らせ、たわみや変形、不良箇所がないかを複数人で目視確認し記録。
- ・ 変状箇所はベンケルマンビームによる詳細計測を実施。

新たな品質管理手法

【システム構成例】



- ・ 車両に取り付けた測定装置により地盤の変形量をリアルタイムで計測し、帳票に自動記録することで、作業が効率化
- ・ 5名程度で実施していた作業が、オペレータとシステム管理者の2名で可能

【初転圧前の温度(アスファルト舗装)】

現在の品質管理



- ・ 初転圧前に接触式温度計による計測を行い帳票に記録

新たな品質管理手法



- ・ 車両に取り付けたGNSSと温度計により、舗装の表面温度を施工と同時に計測し、帳票に自動記録することで、作業の効率化・安全性が向上

③ 品質管理基準及び規格値の改定

【改定内容 4】 現行の舗装工事の品質管理手法に加えて現場の省力化が図れる新たな手法を規定

- 【改定理由】 ICT技術の発達により、現場の省力化が図れる技術について、新たな手法として管理要領（案）を策定し、試験方法に以下を追記
- ・ 地盤変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領（案）
 - ・ 表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）

現行（令和7年度版）								改訂（案）									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	施工	必須	プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする		10 下層路盤	施工	必須	プルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288 または、「地盤変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領(案)」		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする	
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前) ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	温度計による。 または、表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領(案)」	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
									14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領(案)」	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。	

③ 品質管理基準及び規格値の改定

【改定内容 4】 現行の舗装工事の品質管理手法に加えて現場の省力化が図れる新たな手法を規定(前頁の続き)

現行 (令和7年度版)									改訂 (案)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
17 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		17 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
									17 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領(案)」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
									18 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領(案)」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
27 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		27 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
									27 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領(案)」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	

④写真管理基準の改定

【機密性2】

【改定内容 5】 撮影箇所一覧表の区分に関する記載内容の適正化

【改定理由】 工事工種体系の名称と整合させ、記載の表現を変更

現行（令和7年度版）				改定（案）		
区分		写真管理項目		摘要	区分	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕			
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕		補償関係外	補償関係
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		環境対策 現場環境改善費関係等	

1. R7.2以降発出の運用等を踏まえた改定

- 1. 【改定内容1】「専任特例2号(特例監理技術者)の配置」に関する条文の追加**
⇒ 建設業法の改正を踏まえた直轄工事の取扱について通知があったことから、条文を追記する。
- 2. 【改定内容2】「現場環境改善費等」に関する積算基準の内容改定に伴う条文の変更**
⇒ R8年度からの「現場環境改善費」の率計上内容が改定されることから、条文を改定する。
- 3. 【改定内容3】「工事等の履行中における熱中症の報告」に関する条文追加**
⇒ 中国地整で熱中症発生時の報告様式を定めたことから、条文を追記する。
- 4. 【改定内容4】「自動車専用道路における規制標識(設置時・撤去時)について」に関する
条文の追加**
⇒ 中国地整で自専道における安全対応について定めたことから、条文を追記する。
- 5. 【改定内容5】「ICT活用証明の発行」に関する条文の追記**
⇒ ICT活用工事の原則化工種の通知があったことから、条文を追記する。
- 6. 【改定内容6】「BIM/CIM適用工事の実施方針」に関する条文追記**
⇒ BIM/CIM実施要領の通知があったことから、条文を追記する。

2. R7.1以前の反映漏れ、経年による不整合記載(webページ不記載、基準等最新発出年月等)の修正改定

主な改定抜粋

- 土木工事書類スリム化の手引き のWebページ不記載
⇒Webページの追記
- コリンズの 技術者の従事期間の登録(R2.2.17)
⇒余裕工期や一時中止期間を含まない実工期を登録することの 追記
- 受発注者間の情報共有(H27.6.12)
⇒三者会議の実施についての 追記
- 時間外労働上限規制に伴う工期延期(R6.3.29)
⇒上限規制を踏まえ、受注者の責に帰さない場合は工期延期が可能なことの 追記
- 監理技術者等の専任(R2.2.21)
⇒余裕工期を踏まえ、現場施行に着手する迄の期間について専任を要しないことの 修正

3. その他、全国版の項番号との整合、誤字脱字の修正 等

【改定内容 1】「専任特例2号(特例監理技術者)の配置」に関する条文の追加

主な改定抜粋

【改定理由】 建設業法の改正を踏まえた「特例監理技術者」の直轄工事の取扱について通知があったことから、条文を追記する。

追加条文 1-1-1-29 工事関係者に対する措置請求

項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
2	専任特例2号の配置	追-5	<p>1. 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「<u>専任特例2号</u>」という。)の配置が<u>可能な工事は、分任官工事を対象とする。</u></p> <p>2. 当該工事において、専任特例2号の配置を行う場合は<u>以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。</u></p> <p>(1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「<u>監理技術者補佐</u>」という。)を専任で配置すること。</p> <p>(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号に求める技術検定と同じであること。</p> <p>(3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p> <p>(4) 同一の専任特例2号が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)</p> <p>(5) 専任特例2号が兼務できる工事は、施工場所が特記仕様書に示す市町村内の工事でなければならない。</p> <p>(6) 専任特例2号は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。</p> <p>(7) 専任特例2号と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</p> <p>(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。</p> <p>(9) 当該工事が維持工事※の場合、専任特例2号が兼務できる工事は、維持工事以外の工事でなければならない。(※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。)</p> <p>3. 当該工事の監理技術者が専任特例2号として兼務する事となる場合、<u>前項(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出</u>すること。</p> <p>4. 当該工事において、専任特例2号及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は<u>適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。</u></p>

【改定内容 2】「現場環境改善費等」に関する積算基準の内容改定に伴う条文の変更

主な改定抜粋

【改定理由】令和8年度～「現場環境改善費」の率計上内容が改定されることから、条文を改定する。

条文変更前

1-1-1-30 10 現場環境改善費等
現場環境改善等の実施については、以下のとおりとする。
(2) 現場環境改善等の実施にあたっては、現場説明補足事項(4)現場環境改善等の表より、現場環境改善等の具体的な内容、実施時期について工事規模・地域の状況を踏まえ工事現場に即した実施内容を設定後、施工計画書に記載するものとする。

現場説明書補足事項(削除)

(4) 現場環境改善費等
現場環境改善等については、下記項目のうち5項目を実施する費用を見込んでいるが、現場環境改善等の実施にあたっては、工事規模、地域の状況等を踏まえ工事現場に即した内容及び実施項目数を設定し、実施内容を施工計画に記載するものとする。

項目	実施する内容の例
現場環境改善 (仮設関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 搬送負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女子更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予定図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献



条文変更後

1-1-1-30 10 現場環境改善費等
現場環境改善等の実施については、以下のとおりとする。
(2) 現場環境改善等の実施にあたっては、下記の1)～4)の項目毎に1項目程度を実施するものとする。
(各項目の①～④は実施する内容の例)
(3) 現場環境改善等の具体的な内容・実施時期については、工事規模・地域の状況を踏まえ工事現場に即した内容及び実施項目数を設定後、施工計画書に記載するものとし、監督職員は実施状況について確認すること。

- 1) 仮設備関係
 - ①昇降設備の充実、②環境対策の充実、③ICT設備の充実、④作業負荷の低減
- 2) 営繕関係
 - ①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置含む)
 - ②労働者宿舍の充実
 - ③現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む)
 - ④衛生設備・厚生施設の充実
- 3) 安全関係
 - ①工事標識・照明等安全施設の充実、②盗難防止対策、③健康関連施設の充実、④野生生物・害虫対策
- 4) 地域連携
 - ①広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等)
 - ②見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む)
 - ③社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む)
 - ④現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

【改定内容 3】「工事等の履行中における熱中症の報告」に関する条文追加

主な改定抜粋

【改定理由】中国地整で熱中症発生時の報告様式を定めたことから、条文を追記する。

追加条文 1-1-1-33 事故報告書

項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
追加	工事等の履行中における熱中症の報告	追-2	受注者は、工事の施工中に熱中症により医療機関に搬送があった場合には、直ちに監督職員に様式施-27により報告すること。

様式施-27

熱中症対応報告書(第 報)						
工事名						
受注者名						
発信者						
発生日時		令和 年 月 日 ()			時 分 頃	
発生場所						
熱中症者の状況	氏名	年齢	性別	職種	症状の程度	備考(病院名等)
熱中症の概要(経緯、処置等)						
備考						

【改定内容 4】「自動車専用道路における規制標識(設置時・撤去時)について」に関する条文の追加

主な改定抜粋

【改定理由】中国地整で自専道における規制開始時、撤去時の安全対応について定めたことから、条文を追記する。

追加条文 1-1-1-36 交通安全管理

項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
	<p>自動車専用道路における規制標識(設置時、撤去時)について</p>	<p>追-2</p>	<p>受注者は、<u>自動車専用道路における交通規制のための規制標識設置時及び撤去時</u>において、交通誘導警備員並びに作業員の安全を確保するため、以下の措置を講じること。</p> <p>(1) 安全施設の設置は、別表1「現道工事における保安施設配置図(案)」を標準とするが、現場の実状により路肩幅員が狭く、安全に設置する事が困難な場合は、非常駐車帯又は路肩幅員の広い箇所への配置を検討し、警察(高速隊)と協議すること。</p> <p>(2) 規制標識の設置時及び撤去時は、規制標識設置箇所の直近(車両の進行方向手前)の非常駐車帯に規制車(標識車)を配置し、通行車両に対して適切な注意喚起を行うこと。</p> <p>(3) 規制標識の設置時及び撤去時、並びに規制標識設置箇所から移動する際には、1名以上の交通誘導警備員が通行車両に正対して常に監視を行い、旗等により通行車両に対して適切な注意喚起を行うこと。また、不測の事態が発生した場合には、笛等を用いて他の交通誘導警備員及び作業員に危険を知らせること。</p> <p>(4) 規制標識の設置及び撤去作業は、常に風向き及び通過車両の風圧に留意し、不測の動揺を防止するため、2人以上で作業すること。</p> <p>(5) 交通規制の準備時及び解除時においても、規制車(標識車)による表示を行い、通行車両への注意喚起を行うこと。</p>

【改定内容 5】「ICT活用証明書の発行」に関する条文の追記

主な改定抜粋

【改定理由】 ICT活用工事の原則化工種（ICT土工、ICT河川浚渫工）の通知があったことから、条文を追記する。

追加条文 3-追加 ICT活用証明書の発行

項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
3-追加	ICT活用証明書の発行		<p>ICT活用工事および中国Light ICT活用工事において発行する活用証明書の発行対象は、受注者、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、専任特例2号又は監理技術者補佐をいう。）及び担当技術者等（現場代理人、担当技術者）とする。</p> <p><u>ただし、入札公告した日にICT活用工事が原則化されている工種は除く。</u></p> <p>なお、1工事あたりの技術者への活用証明書の発行は、監理技術者等1名、担当技術者等1名の最大2名までとする。</p> <p>担当技術者等の活用証明書発行は、ICT活用工種に従事したことを確認できる書類（施工計画書等）により主任監督員が認めるものに限る。</p> <p>活用証明書の発行を求める監理技術者等及び担当技術者等を監督職員に申し出、担当技術者等の活用証明書発行を求める場合は、確認書類を監督職員に提出すること。</p>

【改定内容 6】「BIM/CIM適用工事の実施方針」に関する条文追記

主な改定抜粋

【改定理由】BIM/CIM実施要領の通知があったことから、条文を追記する。

追加条文 3-追加 BIM/CIM適用工事の実施方針

項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
3-追加	BIM/CIM適用工事の実施方針	追-1	<p>本工事は、BIM/CIM適用工事(発注者指定型/受注者希望型)に適用する。詳細については特記仕様書によるものとする。</p> <p>1. BIM/CIM 実施計画書の作成 受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。 また、作成したBIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 工事概要 2) 整理すべき課題 3) BIM/CIM の実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等) 4) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等) 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式 7) 3次元モデルの作成担当者 8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用 <p>2. BIM/CIM 実施報告書の作成 BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 9) 後段階への引継事項(データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等) 10) 省人化の効果(前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等) <p>3 成果物の納品 以下の内容を納品する。様式については「BIM/CIMポータルサイト」を参照すること。 ・BIM/CIMポータルサイト https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書(変更含む) 2) BIM/CIM 実施報告書(3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む) 3) 作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML形式、IFC 形式)、統合モデル、動画等) <p>4 その他 最新の情報はBIM/CIM ポータルサイトで提供されているので、適宜参照すること。</p>

ご静聴ありがとうございました。